

令和6年 6月 7日開会
令和6年 月 日閉会

令和6年第2回北広島市議会定例会

議 案 書

北 広 島 市

議 件

- | | |
|----------|---|
| 同意案第 1 号 | 人権擁護委員の推薦について |
| 同意案第 2 号 | 人権擁護委員の推薦について |
| 同意案第 3 号 | 人権擁護委員の推薦について |
| 議案第 1 号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 議案第 2 号 | 専決処分の承認を求めることについて |
| 議案第 3 号 | 北広島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 4 号 | 北広島市税条例の一部を改正する条例について |
| 議案第 5 号 | 史跡旧島松駅通所主屋耐震補強・保存修理工事の請負契約について |
| 議案第 6 号 | 財産の取得について |
| 議案第 7 号 | 市道路線の認定について |
| 議案第 8 号 | 令和 6 年度北広島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号） |
| 議案第 9 号 | 令和 6 年度北広島市一般会計補正予算（第 1 号） |

同意案第 1 号

人権擁護委員の推薦について

下記の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

氏 名 たけ だ
 竹 田 タケ子

令和 6 年 6 月 7 日提出

北広島市長 上 野 正 三

提案理由

竹田タケ子委員の任期満了（令和 6 年 9 月 30 日）に伴い、引き続き推薦するものです。

同意案第2号

人権擁護委員の推薦について

下記の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

氏名 ^み三 ^{くに}國 ^{かつ}勝 ^み美

令和6年6月7日提出

北広島市長 上野正三

提案理由

三國勝美委員の任期満了（令和6年9月30日）に伴い、引き続き推薦するものです。

同意案第3号

人権擁護委員の推薦について

下記の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

氏名	たて 館	おか 岡	みち 道	ひろ 宏
----	---------	---------	---------	---------

令和6年6月7日提出

北広島市長 上野正三

提案理由

館岡道宏委員の任期満了（令和6年9月30日）に伴い、引き続き推薦するものです。

議案第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求める。

令和6年6月7日提出

北広島市長 上野正三

専 決 処 分 書

令和 6 年 3 月 30 日公布の「地方税法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、北広島市税条例(昭和 25 年広島村条例第 14 号)を改正する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

北広島市税条例の一部を改正する条例（別紙）

令和 6 年 3 月 30 日

北広島市長 上 野 正 三

北広島市税条例の一部を改正する条例

北広島市税条例(昭和25年広島村条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(市民税の減免)</p> <p>第34条 略</p> <p>2 前項の規定により市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 第1項の規定により市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(固定資産税の減免)</p> <p>第57条 略</p> <p>2 前項の規定により固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が、<u>当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>3 第1項の規定により固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第123条の3 略</p> <p>2 前項の規定により特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長が、当該者が所有又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 第1項の規定により特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(年金所得に係る仮特別徴収税額等)</p> <p>第33条の5の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間にお</p>	<p>(市民税の減免)</p> <p>第34条 略</p> <p>2 前項の規定によって市民税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 第1項の規定によって市民税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(固定資産税の減免)</p> <p>第57条 略</p> <p>2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、市長が<u>必要がないと認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>3 第1項の規定によって固定資産税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(特別土地保有税の減免)</p> <p>第123条の3 略</p> <p>2 前項の規定によって特別土地保有税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書にその減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3 第1項の規定によって特別土地保有税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。</p> <p>(年金所得に係る仮特別徴収税額等)</p> <p>第33条の5の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間にお</p>

改正後	改正前
<p>ける特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合には、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額(当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第33条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合には、<u>前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額</u>)の2分の1に相当する額をいう。次条第2項において同じ。)を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。</p>	<p>ける特別徴収対象年金給付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合には、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額(当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第33条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合には、<u>前々中の公的年金等に係る所得に係る所得割額</u>)の2分の1に相当する額をいう。次条第2項において同じ。)を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。</p>
<p>2及び3 略</p>	<p>2及び3 略</p>
<p>附 則 (寄附金税額控除における特例控除額の特例) 第7条の4 略</p>	<p>附 則 (寄附金税額控除における特例控除額の特例) 第7条の4 略</p>
<p>(令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除) 第7条の5 <u>令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者(次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。)の第27条の4、第27条の7の2から第27条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</u> 2 <u>前項の規定の適用がある場合における第27条の7の3第2項、第33条の5の5第1項及び前条の規定の適用については、第27条の7の3第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第33条の5の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「、前々年中」とあるのは「、附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。</u></p>	
<p>(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)</p>	

改正後	改正前
<p>第7条の6 <u>令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第32条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。)、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の道民税の額(法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の道民税の額をいう。)及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額(以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。)からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の道民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額(以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。)に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第31条第1項に規定する第1期の納期(以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。)においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。</u></p> <p>(2) <u>特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においては<u>ない</u>ものとし、第31条第1項に規定する第2期の納期(以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。)においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第31条第1項に規定する第3期の納期(以下この項において「第3期納期」という。)及び同条第1項に規定する第4期の納期(以下この項において「第4期納期」という。)</u></p>	

改正後	改正前
<p>においては<u>その者の分割金額とする。</u></p> <p>(3) <u>特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においては<u>ないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。</u></u></p> <p>(4) <u>特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においては<u>ないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の道民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。</u></u></p> <p>2 <u>令和6年度分の個人の市民税(第1期納期から第3条の5第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。)を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。</u></p> <p>(<u>令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例</u>)</p> <p><u>第7条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第3条の5の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税(第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。)の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。</u></p> <p>(1) <u>特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額(附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第33条の5の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。)の合算額(以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。)をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。)からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算</u></p>	

改正後	改正前
<p>額を控除した額(以下この項及び第3項において「<u>年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額</u>」という。)がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。))を控除した額をいう。以下この号において同じ。))を2で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「<u>第2期分金額</u>」という。)をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「<u>第1期分金額</u>」という。)に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項において「<u>普通徴収対象税額</u>」という。)並びに第33条の5の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項及び第3項において「<u>特別徴収対象税額</u>」という。)は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「<u>分割金額</u>」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「<u>10月分金額</u>」という。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</p> <p>(2) <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその</u></p>	

改正後	改正前
<p>者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</p> <p>(3) <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u></p> <p>(4) <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</u></p> <p>(5) <u>特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額</u></p>	

改正後	改正前
<p>及び均等割額の合算額に相当する税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第33条の5の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。</p> <p>3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額(第1項の規定の適用があるものを除く。)については、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第33条の5の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。)を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</p> <p>(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。</p> <p>(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に</p>	

改正後	改正前
<p>係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第33条の5の5第2項の規定により読み替えられた第33条の5の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における第33条の5の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。</p> <p>5 令和6年度分の個人の市民税につき第33条の5の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。</p> <p>(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除) 第7条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第27条の4、第27条の7の2から第27条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例) 第8条 略</p> <p>2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第29条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第27条から第27条の4まで、第27条の7の2から第27条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における第27条の9第1項、附則第7条の5第1項及び前条の規定の適用については、第27条の9第1項中「前3条」とあ</p>	<p>係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第33条の5の5第2項の規定により読み替えられた第33条の5の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。</p> <p>4 前項の規定の適用がある場合における第33条の5の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。</p> <p>5 令和6年度分の個人の市民税につき第33条の5の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。</p> <p>(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除) 第7条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第27条の4、第27条の7の2から第27条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例) 第8条 略</p> <p>2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第29条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第27条から第27条の4まで、第27条の7の2から第27条の8まで、附則第7条第1項、附則第7条の3第1項、附則第7条の3の2第1項及び前条の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</p> <p>3 前項の規定の適用がある場合における第27条の9第1項の規定の適用については、同項中「前3条」とあるのは、「前3条並びに附則第8条第2項」と</p>

改正後	改正前
<p><u>るのは「前3条並びに附則第8条第2項」と、附則第7条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第8条第2項及び」と、前条中「附則第7条の4及び」とあるのは「附則第7条の4、次条第2項及び」とする。</u></p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略 2～6 略</p> <p>7 <u>法附則第15条第25項第3号イ</u>に規定する特定太陽光発電設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>8 <u>法附則第15条第25項第3号ロ</u>に規定する特定風力発電設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>9 <u>法附則第15条第25項第3号ハ</u>に規定する水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>10 <u>法附則第15条第25項第4号イ</u>に規定する特定水力発電設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>11 <u>法附則第15条第25項第4号ロ</u>に規定する特定地熱発電設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>12 <u>法附則第15条第25項第4号ハ</u>に規定する特定バイオマス発電設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>13 略</p> <p>14 <u>法附則第15条第32項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>15 <u>法附則第15条第41項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>16 <u>法附則第15条第42項</u>に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>17 略 18 略</p>	<p>する。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p> <p>第10条の2 略 2～6 略</p> <p>7 <u>法附則第15条第25項第2号イ</u>に規定する特定太陽光発電設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>8 <u>法附則第15条第25項第2号ロ</u>に規定する特定風力発電設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>9 <u>法附則第15条第25項第2号ハ</u>に規定する水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>10 <u>法附則第15条第25項第3号イ</u>に規定する特定水力発電設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>11 <u>法附則第15条第25項第3号ロ</u>に規定する特定地熱発電設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>12 <u>法附則第15条第25項第3号ハ</u>に規定する特定バイオマス発電設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p> <p>13 略</p> <p>14 <u>法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p> <p>15 <u>法附則第15条第33項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p> <p>16 <u>法附則第15条第42項</u>に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</p> <p>17 <u>法附則第15条第43項</u>に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p> <p>18 略 19 略</p>
<p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 略 2 略</p> <p>3 <u>市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類</u></p>	<p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第10条の3 略 2 略</p>

改正後	改正前
<p>の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。</p>	
<p><u>4</u> 略</p>	<p><u>3</u> 略</p>
<p><u>5</u> 略</p>	<p><u>4</u> 略</p>
<p><u>6</u> 略</p>	<p><u>5</u> 略</p>
<p><u>7</u> 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p><u>6</u> 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>
<p>(1)～(7) 略</p>	<p>(1)～(7) 略</p>
<p><u>8</u> 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p><u>7</u> 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>
<p>(1)～(6) 略</p>	<p>(1)～(6) 略</p>
<p><u>9</u> 法附則第15条の9の2第1項の特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p><u>8</u> 法附則第15条の9の2第1項の特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>
<p>(1)～(6) 略</p>	<p>(1)～(6) 略</p>
<p><u>10</u> 法附則第15条の9の2第4項の特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項の特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p><u>9</u> 法附則第15条の9の2第4項の特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項の特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>
<p>(1)～(6) 略</p>	<p>(1)～(6) 略</p>
<p><u>11</u> 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p><u>10</u> 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>
<p>(1)～(5) 略</p>	<p>(1)～(5) 略</p>
<p><u>12</u> 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋に</p>	<p><u>11</u> 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋に</p>

改正後	改正前
<p>ついて、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 施行規則附則第7条第18項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) 略</p> <p>13 略</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(土地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)</p> <p>第11条 略</p> <p>(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第12条 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得</p>	<p>ついて、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) 略</p> <p>12 略</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(土地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)</p> <p>第11条 略</p> <p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第12条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。</p> <p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当</p>

改正後	改正前
<p>た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p>	<p>該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p>
<p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p>	<p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。</p>
<p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。</p>	<p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。</p>
<p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。</p>	<p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。</p>
<p>(農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p>	<p>(農地に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例)</p>
<p>第13条 農地に係る令和6年度から令和8年度まで</p>	<p>第13条 農地に係る令和3年度から令和5年度まで</p>

改正後	改正前
<p>の各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p>	<p>の各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額)を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「農地調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。</p>
略	略
<p>(特別土地保有税の課税の特例) 第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の特別土地保有税については、第121条第1号及び第124条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和9年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第121条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。 3～5 略 (上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例) 第16条の3 略 2 略 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p>	<p>(特別土地保有税の課税の特例) 第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定の適用がある宅地等(附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の特別土地保有税については、第121条第1号及び第124条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。 2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から令和6年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第121条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格(法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。)に2分の1を乗じて得た額」とする。 3～5 略 (上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例) 第16条の3 略 2 略 3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p>

改正後	改正前
<p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第16条の4 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>4 略</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第18条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第18条の2 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p>	<p>(1)～(4) 略</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第16条の4 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>4 略</p> <p>(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第18条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第18条の2 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p>

改正後	改正前
<p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第18条の3 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第18条の3の2 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条の3の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>3及び4 略</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条の3の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第18条の3の3 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条の3の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p> <p>3及び4 略</p>	<p>(1)～(4) 略</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第18条の3 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第18条の3の2 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3及び4 略</p> <p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)</p> <p>第18条の3の3 略</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3及び4 略</p>

改正後	改正前
<p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) <u>附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条の3の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。</u></p>	<p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p>
<p>6 略</p>	<p>6 略</p>
<p>(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>第24条 宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。))を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p>	<p>(宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p> <p>第24条 宅地等に係る令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の都市計画税について法第702条の3の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下同じ。)に100分の5(商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5)を乗じて得た額を加算した額(令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額)(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「宅地等調整都市計画税額」という。))を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。</p>
<p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>	<p>2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>
<p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の</p>	<p>3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和4年度分及び令和5年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準と</p>

改正後	改正前
<p>課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>	<p>なるべき価格に10分の2を乗じて得た額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第1項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。</p>
<p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)</u>とする。</p>	<p>4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等据置都市計画税額」という。)</u>とする。</p>
<p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)</u>とする。</p>	<p>5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「商業地等調整都市計画税額」という。)</u>とする。</p>
<p>(農地に対して課する<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例</u>)</p>	<p>(農地に対して課する<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の特例</u>)</p>
<p>第25条 農地に係る<u>令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の右欄に掲げる負担調整</u></p>	<p>第25条 農地に係る<u>令和3年度から令和5年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3(第18項を除く。))又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額。以下この項において同じ。)</u>に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同</p>

改正後	改正前
<p>率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p>	<p>表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額(令和3年度分の都市計画税にあつては、前年度分の都市計画税の課税標準額)を当該農地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額(以下「農地調整都市計画税額」という。)を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。</p>
略	略
<p>第25条の4 附則第24条第1項及び第3項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第24条第1項及び第4項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第24条第2項、<u>第4項及び第5項</u>の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第24条第4項及び第5項並びに附則第25条の「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第25条の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第25条の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第25条の2第1項及び第2項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。</p>	<p>第25条の4 附則第24条第1項及び第3項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、附則第24条第1項及び第4項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第24条第2項及び<u>第4項及び第5項</u>の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、附則第24条第4項及び第5項並びに附則第25条の「負担水準」とは法附則第17条第8号ロに、附則第25条の「農地」とは法附則第17条第1号に、附則第25条の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、附則第25条の2第1項及び第2項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に規定するところによる。</p>
<p>第26条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第24項、第31項、<u>第32項、第34項、第38項、第42項若しくは第45項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第182条第3項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</u></p>	<p>第26条 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第24項、第31項から<u>第33項まで、第35項、第39項、第43項若しくは第46項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第182条第3項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</u></p>
略	略

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(固定資産税に関する経過措置)
- 別段の定めがあるものを除き、改正後の北広島市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産税に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
(都市計画税に関する経過措置)

- 5 別段の定めがあるものを除き、改正後の北広島市税条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 6 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律第1条の規定による旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
- 7 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第43号)の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

議案第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求める。

令和6年6月7日提出

北広島市長 上野正三

専 決 処 分 書

令和 6 年 3 月 30 日公布の「地方税法施行令の一部を改正する政令」の施行に伴い、北広島市国民健康保険税条例(平成 13 年北広島市条例第 3 号)を改正する必要性が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められるので、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

北広島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(別紙)

令和 6 年 3 月 30 日

北広島市長 上 野 正 三

北広島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

北広島市国民健康保険税条例(平成13年北広島市条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>29万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当するものを除く。)</p> <p>ア～カ 略</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>54万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当するものを除く。)</p> <p>ア～カ 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>29万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当するものを除く。)</p> <p>ア～カ 略</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>53万5,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当するものを除く。)</p> <p>ア～カ 略</p> <p>2及び3 略</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第24条の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 3 号

北広島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

北広島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年北広島市条例第 32 号）の一部を別紙のとおり改正いたしたい。

令和 6 年 6 月 7 日提出

北広島市長 上 野 正 三

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものです。

北広島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

北広島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年北広島市条例第32号)の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u></p> <p><u>(6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</u></p>			<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p>		
<p>(個人番号の利用範囲等)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表右欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 市長又は教育委員会は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 略</p>			<p>(個人番号の利用範囲等)</p> <p>第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表右欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 市長又は教育委員会は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 略</p>		
別表第2(第4条関係)			別表第2(第4条関係)		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
1 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	略 生活に困窮する外国人に対して生活保護法に準じて行われる保護の実施又は就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの 略	1 市長	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	略 生活に困窮する外国人に対して生活保護法に準じて行われる保護の実施又は就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの 略
略			略		
3 市長	生活に困窮する外国人に対して生活保護法に準じて行われる保	略 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する	3 市長	生活に困窮する外国人に対して生活保護法に準じて行われる保	略 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

改正後		改正前	
護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	る法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)の施行の日の前日における同法第1条の規定による改正前の法律別表第2の26の項特定個人情報欄に掲げる特定個人情報に該当するものであって規則で定めるもの	護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	る法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第19条に掲げる情報であって規則で定めるもの
略		略	

附 則
この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 号

北広島市税条例の一部を改正する条例について

北広島市税条例（昭和 25 年広島村条例第 14 号）の一部を別紙のとおり改正いたしたい。

令和 6 年 6 月 7 日提出

北広島市長 上 野 正 三

提案理由

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部改正等に伴い、所要の改正を行うものです。

北広島市税条例の一部を改正する条例

北広島市税条例(昭和25年広島村条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第27条の7の3 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金(第1号から第10号までに掲げるものにあつては、別表に掲げるものに限る。)を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第27条の4及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 所得税法第78条第2項第4号に規定する<u>公益信託</u>の信託財産とするために支出した<u>当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金</u></p> <p>(10)及び(11) 略</p> <p>2 略</p> <p>第42条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第152条第5項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。))に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第27条の7の3 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭(第1号から第10号までに掲げるものにあつては、別表に掲げるものに限る。)を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第27条の4及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 所得税法第78条第3項に規定する<u>特定公益信託</u>の信託財産とするために支出した<u>金銭</u></p> <p>(10)及び(11) 略</p> <p>2 略</p> <p>第42条 法第348条第2項第9号、第9号の2若しくは第12号の固定資産又は同項第16号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第1号及び第2号に、家屋については第3号及び第4号に、償却資産については第5号及び第6号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第4項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。))に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団</p>

改正後	改正前
<p>法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p>	<p>法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) 略</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
	<p>(公益法人等に係る市民税の課税の特例)</p>
	<p><u>第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。</u></p>
<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>	<p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>
<p>第10条の2 略 2～6 略</p>	<p>第10条の2 略 2～6 略</p>
<p><u>7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。</u></p>	<p>7 略</p>
<p><u>8 略</u></p>	<p><u>8 略</u></p>
<p><u>9 略</u></p>	<p><u>9 略</u></p>
<p><u>10 略</u></p>	<p><u>10 略</u></p>
<p><u>11 略</u></p>	<p><u>11 略</u></p>
<p><u>12 略</u></p>	<p><u>12 略</u></p>
<p><u>13 略</u></p>	<p><u>13 略</u></p>
<p><u>14 略</u></p>	<p><u>14 略</u></p>
<p><u>15 略</u></p>	<p><u>14 略</u></p>
<p><u>16 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p>	<p>15 略</p>
<p><u>17 略</u></p>	<p><u>16 略</u></p>
<p><u>18 略</u></p>	<p><u>17 略</u></p>
<p><u>19 略</u></p>	<p><u>18 略</u></p>
<p><u>20 略</u></p>	<p><u>18 略</u></p>

改正後		改正前	
<p>(令和7年度又は令和8年度における土地の価格の特例)</p> <p>第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第46条の規定にかかわらず、<u>令和7年度分又は令和8年度分</u>の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地</u>であって、<u>令和8年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第46条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p>		<p>(令和4年度又は令和5年度における土地の価格の特例)</p> <p>第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第46条の規定にかかわらず、<u>令和4年度分又は令和5年度分</u>の固定資産税に限り、当該土地の修正価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p> <p>2 法附則第17条の2第2項に規定する<u>令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地</u>であって、<u>令和5年度分</u>の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第46条の規定にかかわらず、修正された価格(法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。)で土地課税台帳等に登録されたものとする。</p>	
別表(第27条の7の3関係)		別表(第27条の7の3関係)	
寄附金の区分	控除対象寄附金	寄附金の区分	控除対象寄附金
略		略	
第27条の7の3第1項第9号に掲げる寄附金	公益信託に対する寄附金で収益が市内の公益事業に支給、助成又は貸与されるもの	第27条の7の3第1項第9号に掲げる寄附金	公益信託に対する金銭で収益が市内の公益事業に支給、助成又は貸与されるもの
略		略	

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正又は規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 第42条の改正 令和7年4月1日
 - 第27条の7の3第1項の改正、附則第4条の2を削る改正及び別表の改正並びに次項の規定 公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)の施行の日の属する年の翌年の1月1日

(市民税に関する経過措置)
- 所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前項第2号に掲げる改正による改正後の北広島市税条例第27条の7の3第1項(第9号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第9号中「寄附金」とあるのは、「寄附金(所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)」とする。

(固定資産税に関する経過措置)

- 3 別段の定めがあるものを除き、改正後の北広島市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「旧法」という。)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律(令和2年法律第43号)の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
(都市計画税に関する経過措置)
- 6 別段の定めがあるものを除き、改正後の北広島市税条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 7 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日から令和6年3月31日までの間に整備された旧法附則第15条第39項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

議案第 5 号

史跡旧島松駅逕所主屋耐震補強・保存修理工事の請負契約について

条件付一般競争入札に付した史跡旧島松駅逕所主屋耐震補強・保存修理工事の請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 40 年広島村条例第 4 号）第 2 条の規定により議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 史跡旧島松駅逕所主屋耐震補強・保存修理工事
- 2 契約の金額 407,000,000円（うち消費税及び地方消費税37,000,000円）
- 3 契約の相手方 北海道檜山郡江差町字桧岱215番地
亀田工業株式会社
代表取締役 川合 智

令和6年6月7日提出

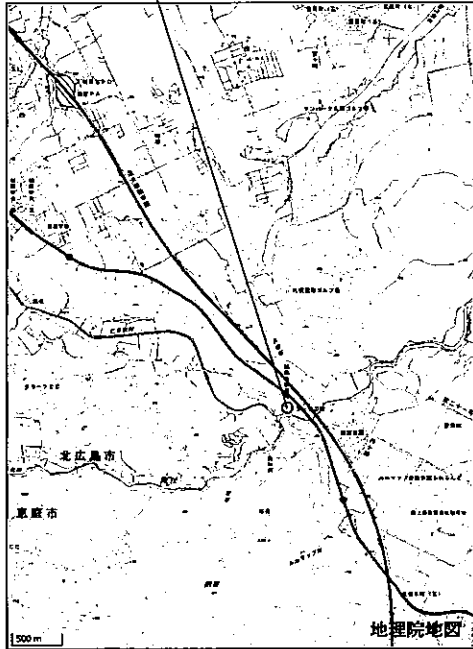
北広島市長 上野正三

提案理由

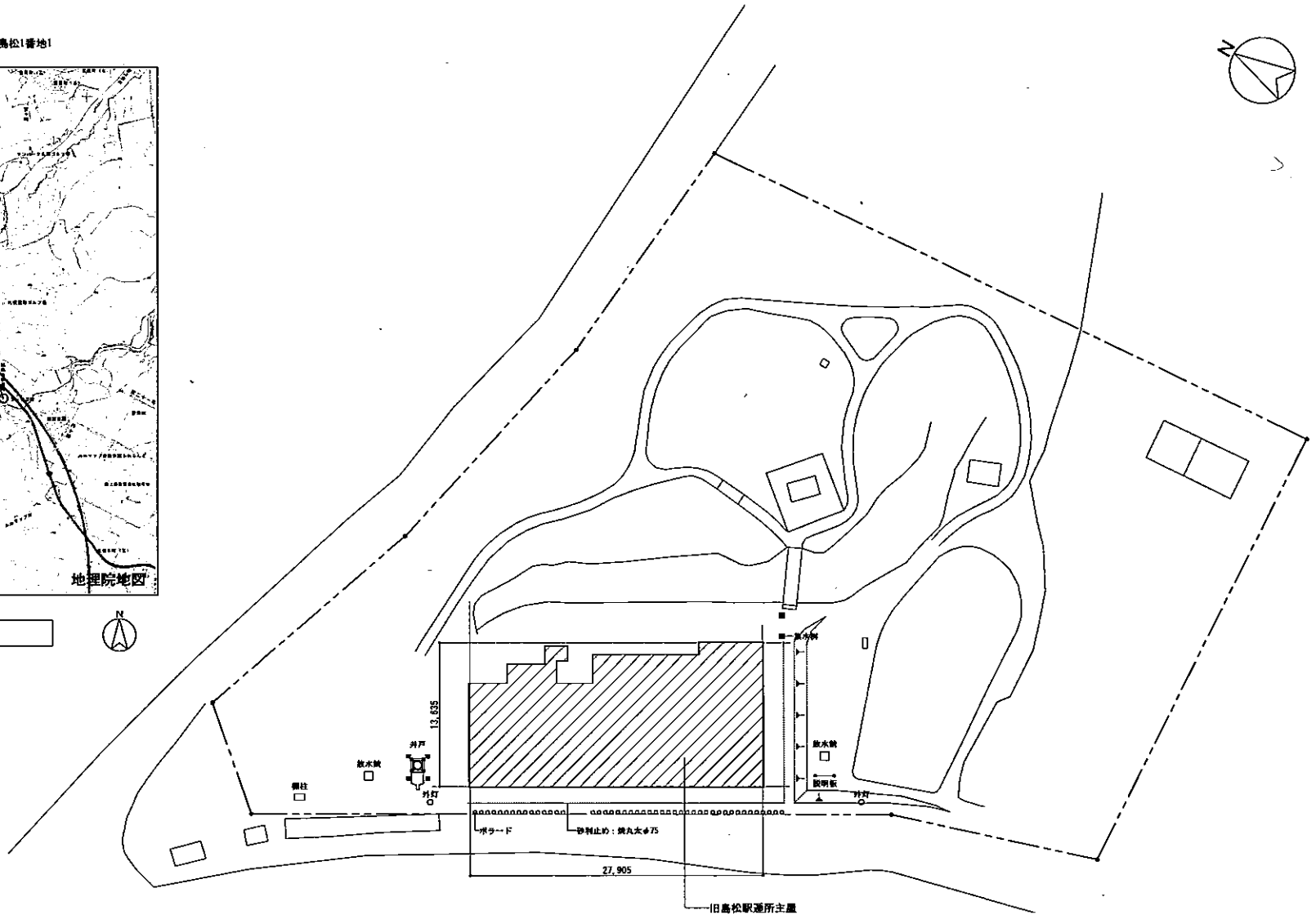
国指定史跡旧島松駅逕所の耐震補強工事、防災設備の更新等をするものです。



所在地：北広島市島松1番地1



案内図

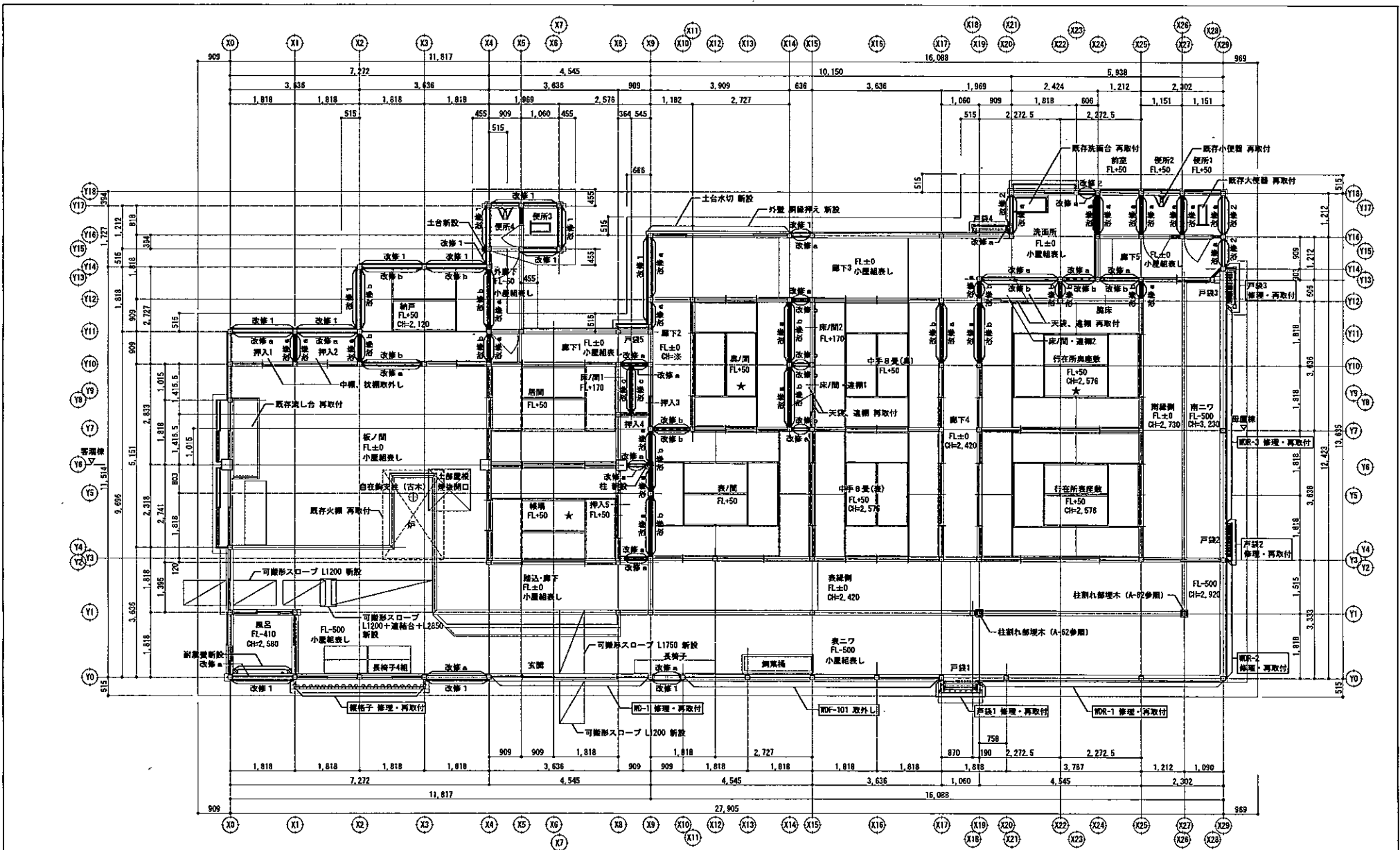


【工事概要】

- 1. 建物規模
木造平屋建て 延床面積 332.759㎡
- 2. 工事概要
 - 耐震施設整備 1 式
 - 防災施設整備 1 式
 - 保存修理他整備 1 式

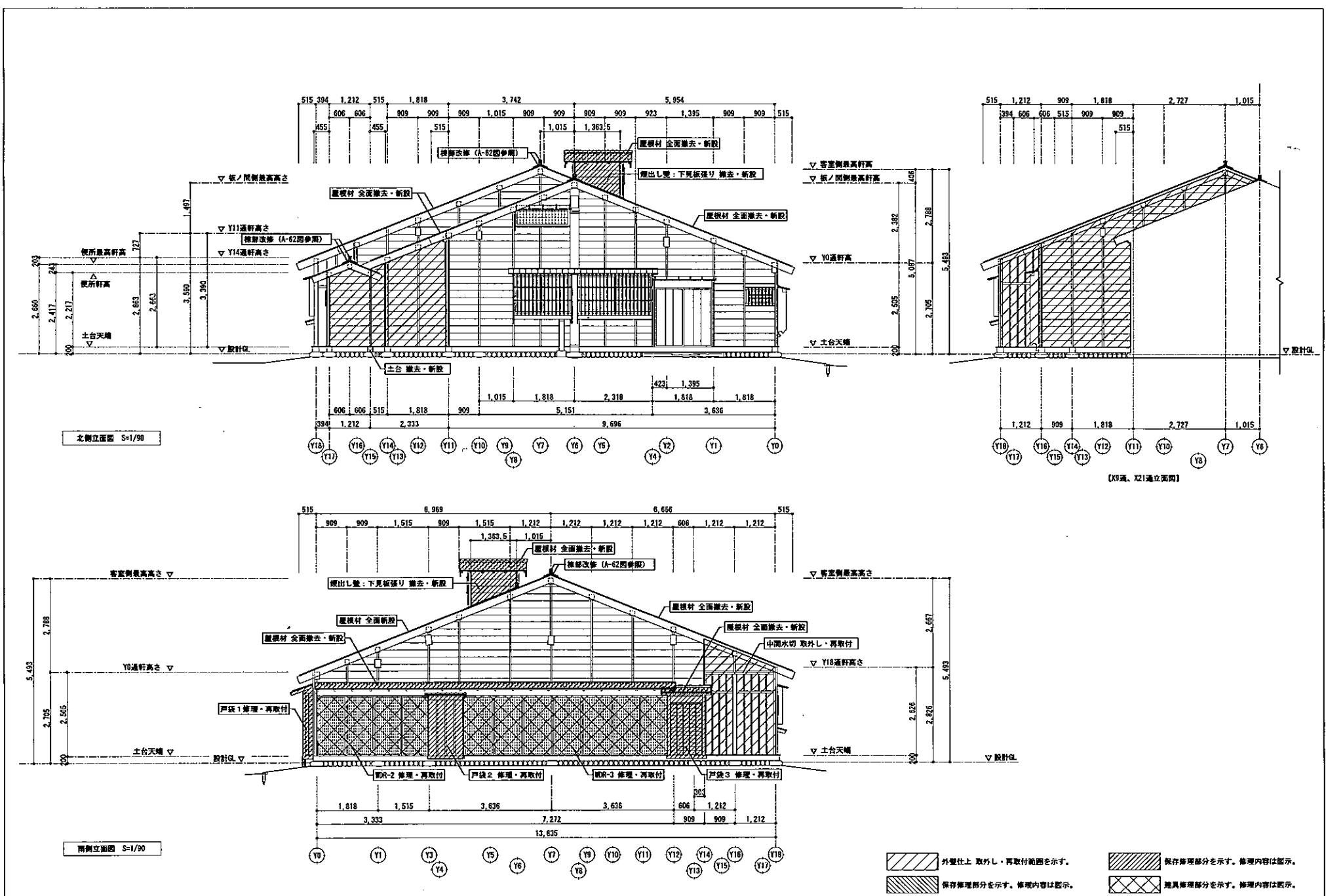
配置図 S=1/200

工事件名：史跡旧島松駅通所主屋耐震補強・保存修理工事
図面名：付近見取図・配置図

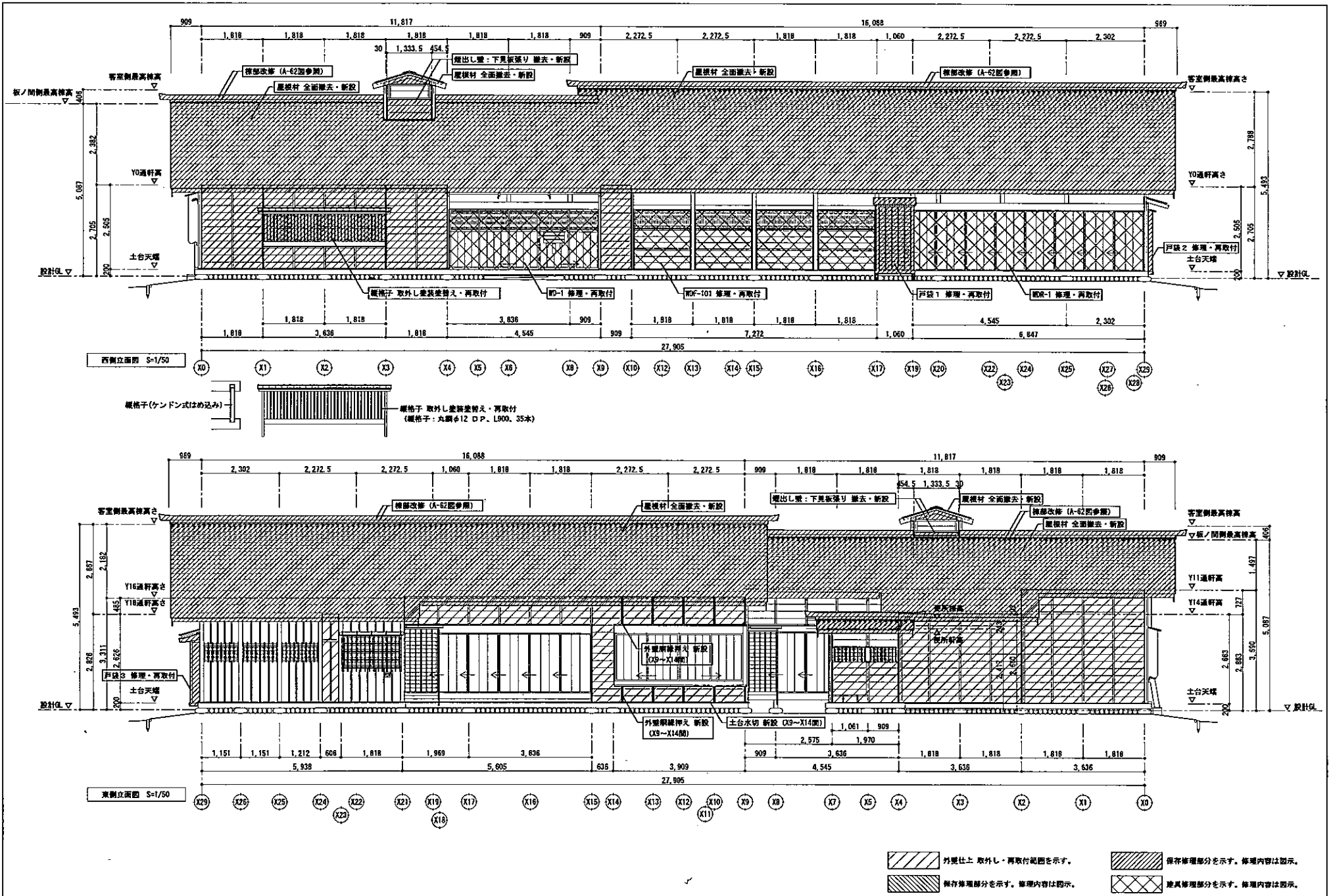


改修内容			
改修1	構造用合板t12 新設、既存外壁下見板張り 網目押入 再取付	改修a	構造用合板 19新設、既存壁板張り 再取付
改修2	構造用合板t12 新設、既存壁板張り 目板押入 再取付	改修b	構造用合板 19新設、シナ合板 t2.7 和紙貼 新設
耐震壁新設	土台、梁、柱、間柱、構造用合板19 両面張り 新設	改修o	既存仕上 再取付
★	室内空気中の化学物質濃度測定箇所 (工事着手前、完了後に実施)		

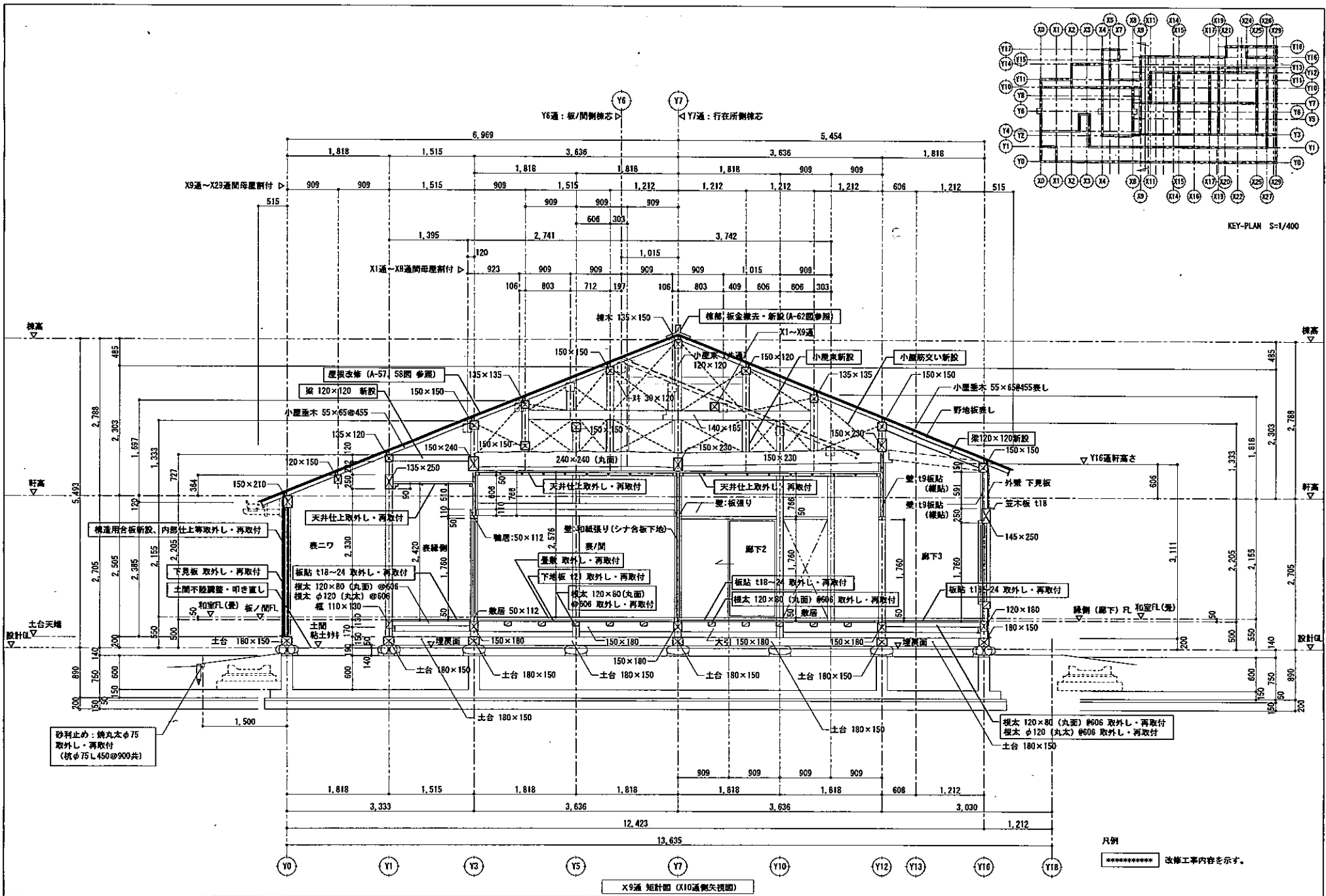
工事件名：史跡旧島松駅通所主屋耐震補強・保存修理工事
 図面名：平面図 (改修後)



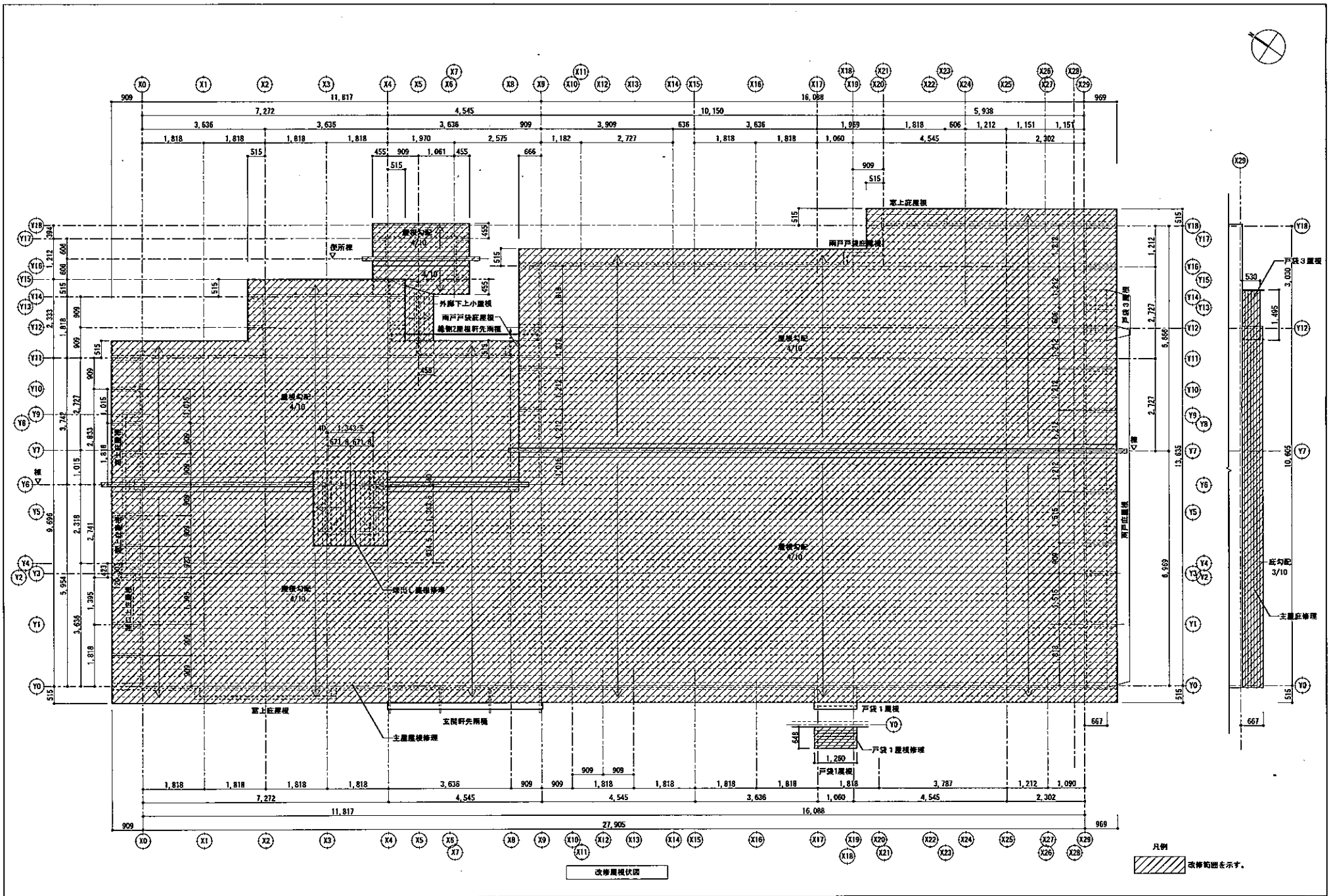
工事件名：史跡旧島松駅通所主屋耐震補強・保存修理工事
 図面名：立面図（南北面）



工事件名：史跡旧島松駅通所主屋耐震補強・保存修理工事
 図面名：立面図（東西面）



工事件名：史跡旧島松駅通所主屋耐震補強・保存修理工事
 図面名：矩計図



工事件名：史跡旧島松駅逕所主屋耐震補強・保存修理工事
 図面名：屋根伏図

議案第6号

財産の取得について

下記の財産を取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和40年広島村条例第4号）第3条の規定により議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 名称及び数量 | 化学消防ポンプ自動車1台 |
| 2 | 取得予定価格 | 84,260,000円（うち消費税及び地方消費税7,660,000円） |
| 3 | 契約の相手方 | 札幌市東区苗穂町13丁目2番17号
株式会社北海道モリタ
代表取締役 岩村 純一 |

令和6年6月7日提出

北広島市長 上野 正三

提案理由

老朽化した化学消防ポンプ自動車を更新するものです。

入札(見積)状況調書

1 入札番号	1番入札
2 件名	化学消防ポンプ自動車Ⅱ型の購入
3 入札(見積)年月日	令和6年5月22日 9時30分
4 入札(見積)場所	北広島市役所4階会議室4F

入札(見積)の結果

業 者 名	代 理 人	第 1 回 目	第 2 回 目	第 3 回 目	第 4 回 目	第 5 回 目
山崎自動車株式会社		84,000,000	3			
株式会社北海道モリタ		76,600,000	1	落札		
北海道ドライケミカル株式会社		83,430,000	2			
帝商株式会社 北海道営業所		辞退				
株式会社二二商会		84,900,000	4			

※ 当該金額に10%に相当する金額を加算した金額が、契約金額である。

		入札(見積)書記載価格	76,600,000 円
落札(決定)業者	株式会社北海道モリタ	消費税額	7,660,000 円
		契約金額	84,260,000 円

議案第7号

市道路線の認定について

市道路線を下記のとおり認定するため、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により議会の議決を求める。

記

市道路線の認定

路線番号	路線名	起 点	終 点
F-314	青葉町20番通線	北広島市青葉町4丁目58番1	北広島市南町1丁目7番3

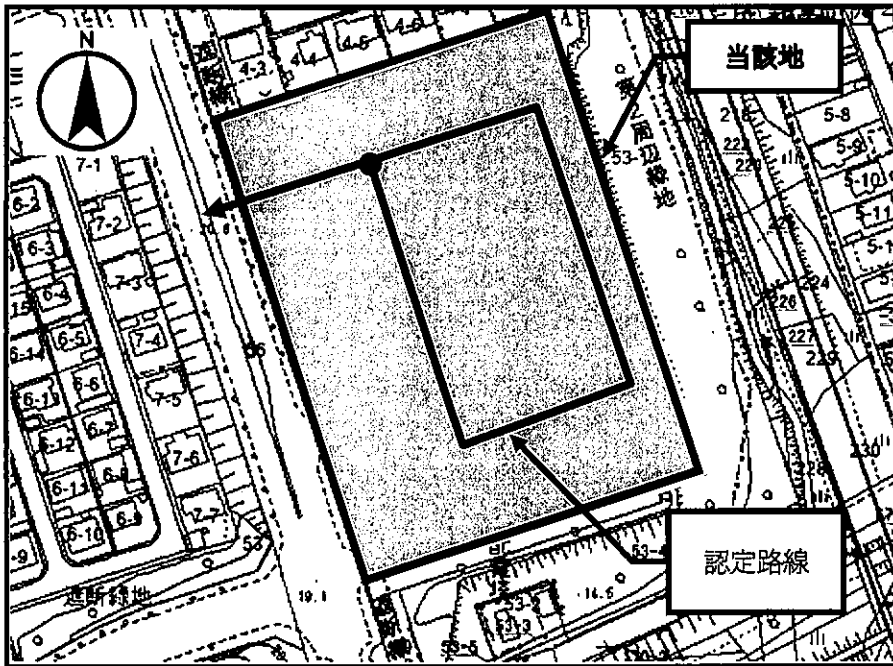
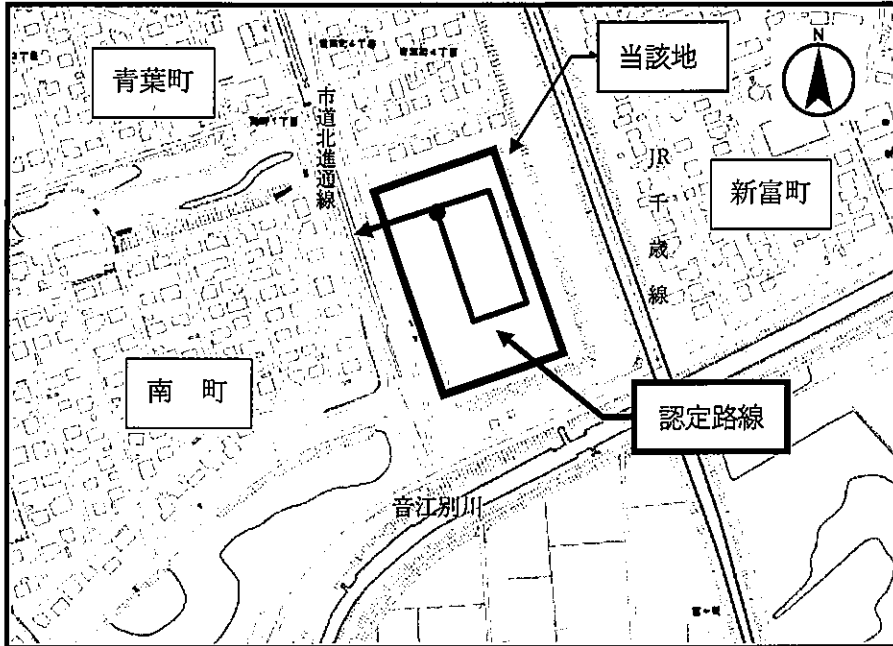
令和6年6月7日提出

北広島市長 上野正三

提案理由

青葉町20番通線を市道路線に認定するものです。

詳細位置図



議案第8号

令和6年度北広島市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度北広島市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,362千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,561,834千円とする。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年6月7日提出

北広島市長 上野正三

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 国庫支出金		0	1,362	1,362
	1 国庫補助金	0	1,362	1,362
歳入	合計	6,560,472	1,362	6,561,834

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		48,366	1,362	49,728
	1 総務管理費	39,043	1,362	40,405
歳 出	合 計	6,560,472	1,362	6,561,834

令和6年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

(国民健康保険事業特別会計補正予算第1号)

総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
7 国庫支出金	0	1,362	1,362
歳入合計	6,560,472	1,362	6,561,834

歳入

7款 国庫支出金

1項 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	0	1,362	1,362	1 社会保障・税番号制度システム整備費補助金	1,362	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 1,362
計	0	1,362	1,362			

7 国庫支出金

総括

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 総務費	48,366	1,362	49,728	1,362	0	0	0
歳出合計	6,560,472	1,362	6,561,834	1,362	0	0	0

歳出

1款 総務費

1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国道支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	25,518	1,362	26,880	国庫支出金 1,362	0		12 委託料	1,362	一般管理経費 委託料 保守・点検・整備委託	1,362 1,362 1,362
計	39,043	1,362	40,405	国庫支出金 1,362	0					

1 総務費

議案第9号

令和6年度北広島市一般会計補正予算（第1号）

令和6年度北広島市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ957,140千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29,529,354千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年6月7日提出

北広島市長 上野正三

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		5,244,806	532,269	5,777,075
	1 国庫負担金	3,299,559	117,812	3,417,371
	2 国庫補助金	1,929,748	414,457	2,344,205
17 道支出金		1,912,020	△423	1,911,597
	1 道負担金	1,506,233	△2,973	1,503,260
	2 道補助金	316,729	2,550	319,279
20 繰入金		911,088	16,016	927,104
	1 基金繰入金	911,088	16,016	927,104
21 繰越金		100,000	71,078	171,078
	1 繰越金	100,000	71,078	171,078
23 市債		2,049,200	338,200	2,387,400
	1 市債	2,049,200	338,200	2,387,400
歳入	合計	28,572,214	957,140	29,529,354

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,925,886	12,266	1,938,152
	1 総務管理費	918,555	3,246	921,801
	2 企画費	843,891	8,030	851,921
	4 戸籍住民基本台帳費	64,151	990	65,141
3 民生費		10,232,025	123,151	10,355,176
	2 児童福祉費	3,539,138	121,330	3,660,468
	4 生活保護費	911,781	1,821	913,602
4 衛生費		1,685,810	79,037	1,764,847
	1 保健衛生費	481,213	79,037	560,250
7 土木費		4,855,509	742,656	5,598,165
	2 道路橋梁費	3,101,539	22,682	3,124,221
	4 都市計画費	1,683,137	719,974	2,403,111
9 教育費		2,364,130	30	2,364,160
	1 教育総務費	407,138	30	407,168
歳 出 合 計		28,572,214	957,140	29,529,354

第2表 債務負担行為補正

(追加)

(単位:千円)

事 項	期 間	限度額
交通結節点形成事業負担金(新駅設置工事)	令和6年度から 令和10年度まで 5年間以内	8,000,860
交通結節点形成事業負担金(自由通路設置工事)	令和6年度から 令和9年度まで 4年間以内	1,746,522
交通結節点形成事業自由通路等整備経費	令和6年度から 令和9年度まで 4年間以内	597,222

第3表 地方債補正

(変更)

(単位:千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
輪厚三島線道路 改築事業債	73,000	証書借入 又は 証券発行	年6.5%以 内(ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見 直しを行っ た後におい ては、当該 見直し後の 利率)	起債の日 から30年以 内(据置期 間を含む。)に おいて償還 する。た だし、必 要に応じ繰 上償還する ことができる。	78,500	同 左	同 左	同 左
橋梁長寿命化事 業債	92,500	証書借入 又は 証券発行	年6.5%以 内(ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見 直しを行っ た後におい ては、当該 見直し後の 利率)	起債の日 から30年以 内(据置期 間を含む。)に おいて償還 する。た だし、必 要に応じ繰 上償還する ことができる。	107,300	同 左	同 左	同 左

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
交通結節点形成 事業債	365,400	証書借入 又は 証券発行	年6.5%以 内(ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見 直しを行っ た後におい ては、当該 見直し後の 利率)	起債の日 から30年以 内(据置期 間を含 む。)にお いて償還 する。 ただし、必 要に応じ繰 上償還する ことができ る。	683,300	同 左	同 左	同 左

令和6年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

(一般会計補正予算第1号)

総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	5,244,806	532,269	5,777,075
17 道支出金	1,912,020	△423	1,911,597
20 繰入金	911,088	16,016	927,104
21 繰越金	100,000	71,078	171,078
23 市債	2,049,200	338,200	2,387,400
歳入合計	28,572,214	957,140	29,529,354

歳入

16款 国庫支出金

1項 国庫負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 民生費国庫負担金	3,299,559	117,812	3,417,371	2 児童福祉費負担金	117,812	児童手当負担金 117,812
計	3,299,559	117,812	3,417,371			

16款 国庫支出金

2項 国庫補助金

1 総務費国庫補助金	181,652	990	182,642	1 総務管理費補助金	990	社会保障・税番号制度システム整備費補助金 990
2 民生費国庫補助金	186,236	9,365	195,601	2 児童福祉費補助金	8,455	子ども・子育て支援事業費補助金 8,455
				3 生活保護費補助金	910	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 910
3 衛生費国庫補助金	24,884	48,804	73,688	1 保健衛生費補助金	48,804	新型コロナウイルスワクチン接種対策費補助金 48,804
4 土木費国庫補助金	1,332,837	355,298	1,688,135	2 都市計画費補助金	355,298	交通結節点形成事業交付金（社会資本整備総合交付金） 355,298
計	1,929,748	414,457	2,344,205			

17款 道支出金

1項 道負担金

1 民生費道負担金	1,501,310	△ 2,973	1,498,337	2 児童福祉費負担金	△ 2,973	児童手当負担金 △ 2,973
計	1,506,233	△ 2,973	1,503,260			

17款 道支出金

2項 道補助金

1 総務費道補助金	3,745	2,550	6,295	2 企画費補助金	2,550	U I J ターン新規就業支援事業補助金 2,550
計	316,729	2,550	319,279			

20款 繰入金

1項 基金繰入金

11 まち・ひと・しごと創生基金繰入金	187,037	16,016	203,053	1 まち・ひと・しごと創生基金繰入金	16,016	まち・ひと・しごと創生基金とりくずし 16,016
計	911,088	16,016	927,104			

21款 繰越金

1項 繰越金

1 繰越金	100,000	71,078	171,078	1 繰越金	71,078	前年度繰越金 71,078
-------	---------	--------	---------	-------	--------	---------------

21 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
計	100,000	71,078	171,078			

23款 市債

1項 市債

4 土木債	1,378,400	338,200	1,716,600	1 道路橋梁債	20,300	輪厚三島線道路改築事業債	5,500
						橋梁長寿命化事業債	14,800
				3 都市計画債	317,900	交通結節点形成事業債	317,900
計	2,049,200	338,200	2,387,400				

総括

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 総務費	1,925,886	12,266	1,938,152	3,540	0	4,630	4,096
3 民生費	10,232,025	123,151	10,355,176	124,204	0	0	△1,053
4 衛生費	1,685,810	79,037	1,764,847	48,804	0	0	30,233
7 土木費	4,855,509	742,656	5,598,165	355,298	338,200	11,386	37,772
9 教育費	2,364,130	30	2,364,160	0	0	0	30
歳出合計	28,572,214	957,140	29,529,354	531,846	338,200	16,016	71,078

歳出

2款 総務費

1項 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国道支出金	地方債	その他					
13 情報化推進費	285,463	3,246	288,709		0		3,246	11 役務費	1	総合情報システム管理事業	3,246
								12 委託料	3,245	役務費 委託料 保守・点検・整備委託	1 3,245 3,245
計	918,555	3,246	921,801		0		3,246				

2款 総務費

2項 企画費

1 企画総務費	566,613	8,030	574,643	道支出金 2,550	0	繰入金 4,630	850	18 負担金補助及び交付金	8,030	U I J ターン新規就業支援事業 負担金補助及び交付金 補助金・助成金・賛助金 地域活性化政策補助事業 負担金補助及び交付金 補助金・助成金・賛助金	3,400 3,400 4,630 4,630
計	843,891	8,030	851,921	道支出金 2,550	0	繰入金 4,630	850				

2款 総務費

4項 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	64,151	990	65,141	国庫支出金 990	0			12 委託料	990	戸籍住民基本台帳経費 委託料 保守・点検・整備委託	990 990
計	64,151	990	65,141	国庫支出金 990	0						

3款 民生費

2項 児童福祉費

1 児童母子福祉費	641,554	8,455	650,009	国庫支出金 8,455	0			10 需用費 11 役務費 12 委託料	165 898 7,392	児童手当支給事務 需用費 役務費 委託料 保守・点検・整備委託	8,455 165 898 7,392
3 保育園費	52,325	1,000	53,325		0		1,000	17 備品購入費	1,000	市立保育園運営経費 備品購入費	1,000
4 児童措置費	667,870	111,875	779,745	国庫支出金 117,812 道支出金 △2,973	0		△2,964	19 扶助費	111,875	児童手当支給事業 扶助費	111,875

3 民生費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国道支出金	地方債	その他				
計	3,539,138	121,330	3,660,468	国庫支出金 126,267 道支出金 △2,973	0		△1,964			

3款 民生費

4項 生活保護費

1 生活保護総務費	14,431	1,821	16,252	国庫支出金 910	0		911	12 委託料	1,821	生活保護費等支給事務 委託料 保守・点検・整備委託	1,821 1,821
計	911,781	1,821	913,602	国庫支出金 910	0		911				

4款 衛生費

1項 保健衛生費

2 健康推進費	266,086	79,037	345,123	国庫支出金 48,804	0		30,233	10 需用費 12 委託料 18 負担金補助及び交付金	101 78,803 133	予防接種推進事業 需用費 委託料 保健福祉関連委託 負担金補助及び交付金 医療費関連	79,037 101 78,803 133
計	481,213	79,037	560,250	国庫支出金 48,804	0		30,233				

7款 土木費

2項 道路橋梁費

1 道路維持費	725,404	16,500	741,904		14,800		1,700	12 委託料	16,500	橋梁長寿命化事業 委託料 調査・設計・監理等委託	16,500 16,500
3 道路新設改良費	1,405,890	6,182	1,412,072		5,500		682	12 委託料	6,182	市道整備事業（補助） 委託料 調査・設計・監理等委託	6,182 6,182
計	3,101,539	22,682	3,124,221		20,300		2,382				

7款 土木費

4項 都市計画費

1 都市計画総務費	788,739	719,974	1,508,713	国庫支出金 355,298	317,900	繰入金 11,386	35,390	11 役務費 12 委託料	3,873 75,900	交通結節点形成事業 役務費	719,974 3,873
-----------	---------	---------	-----------	------------------	---------	---------------	--------	------------------	-----------------	------------------	------------------

7 土木費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国庫支出金	地方債	その他				
							13 使用料及び賃借料	10,432	委託料 調査・設計・監理等委託	75,900
							14 工事請負費	264,440	使用料及び賃借料	10,432
							18 負担金補助及び交付金	246,679	工事請負費	264,440
							21 補償補填及び賠償金	118,650	負担金補助及び交付金	246,679
									資本形成的性格なもの	246,679
									補償補填及び賠償金	118,650
計	1,683,137	719,974	2,403,111	国庫支出金 355,298	317,900	繰入金 11,386	35,390			

9款 教育費

1項 教育総務費

3 教育振興費	336,624	30	336,654		0		30	24 積立金	30	教育振興経費 積立金	30
計	407,138	30	407,168		0		30				

債務負担行為に関する調書

地方債に関する調書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位:千円)

事 項	限 度 額	前年末までの 支出(見込)額		当該年度以降の 支出(見込)額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国(道)支出金	地方債	その他	
交通結節点形成事業 負担金(新駅設置工 事)	8,000,860	-	-	令和6 ～ 令和10	8,000,860	3,285,000	2,956,400	1,430,858	328,602
交通結節点形成事業 負担金(自由通路設 置工事)	1,746,522	-	-	令和6 ～ 令和9	1,746,522	873,260	785,700		87,562
交通結節点形成事業 自由通路等整備経費	597,222	-	-	令和6 ～ 令和9	597,222	298,611	268,700		29,911

地方債の令和4年度末及び令和5年度末における現在高
並びに令和6年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位:千円)

区 分	令和4年度末 現在高	令和5年度末 現在高	令和6年度中増減見込		令和6年度末 現在高見込額
			起債借入見込額	元金償還見込額	
1 普通債	20,607,251	22,055,983	3,086,800	1,341,900	23,800,883
(1) 総務債	4,491,986	4,370,862	593,900	352,044	4,612,718
うち庁舎	3,050,616	2,894,670	0	155,946	2,738,724
(2) 民生債	334,803	362,112	9,500	45,687	325,925
(3) 衛生債	1,447,149	2,285,045	25,600	136,244	2,174,401
(4) 農林水産業債	38,908	35,019	0	5,143	29,876
(5) 商工労働債	38,860	24,440	0	7,820	16,620
(6) 土木債	10,871,103	11,694,409	2,078,900	470,392	13,302,917
うち道路橋梁	5,271,074	5,529,246	1,287,700	238,398	6,578,548
うち公園	1,149,732	1,132,313	57,500	74,548	1,115,265
うち街路	2,194,714	2,172,168	0	17,916	2,154,252
うち公営住宅	1,865,893	1,796,365	32,300	119,200	1,709,465
(7) 消防債	309,646	326,714	169,700	35,727	460,687
(8) 教育債	2,976,462	2,924,050	209,200	255,511	2,877,739
うち学校	2,308,964	2,370,384	36,300	197,368	2,209,316
(9) 市場公募債借換債	98,334	33,332	0	33,332	0
2 災害復旧債	794,815	713,689	0	102,698	610,991
3 その他	10,604,973	9,804,105	70,000	902,300	8,971,805
(1) 減税補填債等	342,110	317,789	0	27,216	290,573
(2) 臨時財政対策債	10,262,863	9,486,316	70,000	875,084	8,681,232
合 計	32,007,039	32,573,777	3,156,800	2,346,898	33,383,679

令和6年度起債借入見込額は、令和5年度繰越未収入特定財源地方債を含む。